

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年8月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800070 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800026 号

第 1 結論

昭和 40 年 4 月から昭和 50 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月から昭和 50 年 12 月まで

私は、昭和 42 年 4 月から昭和 50 年 12 月までの期間中に、時期ははっきりしないが A 市役所 (当時) に出かけ、未納になっていた昭和 40 年 4 月から昭和 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料として 10 万円をまとめて一回で納付したのに、この期間の保険料が未納となっていることを昨年初めて知った。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を、昭和 42 年 4 月から昭和 50 年 12 月までの期間中に、A 市役所の窓口でまとめて一回で納付したと主張している。

また、請求者から提出された国民年金手帳により、請求者の国民年金手帳の記号番号は、昭和 38 年 1 月頃に払い出されていることが推認できることから、請求期間においては、現年度納付及び過年度納付等を含め、国民年金保険料の納付が可能であったことがうかがえる。

しかしながら、請求期間は 129 か月と長期間であり、この請求期間の保険料を、昭和 42 年 4 月から昭和 50 年 12 月までの期間中に A 市役所の窓口でまとめて一回で納付したと請求者は主張しているが、国民年金の制度において、当該期間中のどの時点においても、129 か月の請求期間の保険料を A 市役所の窓口でまとめて一回で納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付時期、納付方法等に関する記憶が不明確であり、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかったことから、国民年金保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800072 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800027 号

第1 結論

昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 11 月まで

私の妻は、昭和 61 年 8 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。請求期間の国民年金保険料について、妻の納付記録はあるのに私の納付記録がないことに納得できない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号 (以下「国民年金番号」という。) は、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日 (昭和 61 年 8 月 1 日) に係るオンライン記録の入力処理年月日 (昭和 61 年 9 月 11 日) により、請求者が昭和 61 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に、国民年金の加入手続を行ったことにより払い出されたと推認できる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、妻に納付記録があり、請求者に納付記録がないことに納得できない旨主張しているところ、妻の国民年金番号は、妻が昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、国民年金被保険者資格を取得したことにより、請求者の国民年金番号とほぼ同時期に払い出されたと推認でき、オンライン記録によれば、請求者の請求期間である昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 11 月までの期間について、妻の国民年金保険料は納付済となっている。

しかしながら、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該保険料を納付したとする妻は、いつ頃どのように納付したかは覚えていないとしているなど、請求期間の保険料の納付状況が不明である。

また、戸籍の附票により、請求者及び妻が請求期間前から請求期間途中の昭和 62 年 12 月 27 日までの期間において居住していたことが確認できる A 市の国民年金被保険者名簿によれば、同市において、妻の国民年金保険料は納付済となっているものの、請求者の保険料は未納とな

っており、同市において請求者が保険料を納付していたことがうかがえない。

さらに、戸籍の附票によれば、請求者及び妻は、昭和 62 年 12 月 28 日に B 市に転居していることが確認でき、請求期間の国民年金保険料を同市への転居後に過年度納付等により納付することは可能であり、オンライン記録によれば、平成 2 年 11 月 5 日に請求者に係る過年度納付書が作成されていることが確認できるが、前述のとおり、請求者及び妻から請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができないことから、同市転居後に、請求期間の保険料を納付したと推認することもできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800088 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800028 号

第 1 結論

昭和 58 年 11 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 11 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 11 月に結婚し、その月に A 市から B 市に転居した。その際、どちらの市で国民年金の加入手続を行ったかは不明だが、B 市に転居した後に国民年金保険料の納付書が届いたので、B 市役所の C 事務所又は D 郵便局で請求期間の保険料を納付した。

請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、請求者の国民年金第 3 号被保険者の資格取得年月日（昭和 61 年 4 月 1 日）に係るオンライン記録の入力処理日（昭和 61 年 12 月 11 日）により、請求期間後の昭和 61 年 4 月頃から同年 12 月頃に初めて払い出されたと推認できることから、請求者は、請求期間当時には国民年金の加入手続きを行っておらず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求期間において、請求者の夫は厚生年金保険に加入していることから、配偶者である請求者にとって、請求期間は、本人の申出により、その申出日に任意加入被保険者資格を取得できる期間であるため、遡って被保険者となることができない期間である。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。